都道府県の窓口

令和7年12月12日現在

No.	都道府県	窓口	電話・FAX・✉メールアドレス・🖳ホームページ
1	北海道	旧優生保護法に係る相談支援センター	電話 0120-031-711　FAX 011-232-4240　✉hofuku.kodomo1@pref.hokkaido.lg.jp
2	青森県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 017-734-9056(専用)　FAX 017-734-8091　✉kyuyuseihogoho-sodan@pref.aomori.lg.jp
3	岩手県	旧優生保護法補償金等相談窓口	電話 019-624-6015(専用)　FAX 019-629-5464　✉AD0007@pref.iwate.jp
4	宮城県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 022-211-2322(専用)　FAX 022-211-2591　✉kosodates@pref.miyagi.lg.jp
5	秋田県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 018-860-1431(専用)　FAX 018-860-3821　✉hoken@pref.akita.lg.jp
6	山形県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 023-630-2459(専用)　FAX 023-625-4294　✉yusei@pref.yamagata.jp
7	福島県	旧優生保護法に関する相談窓口	電話 024-521-8294(専用)　FAX 024-521-7747　✉boshihoken@pref.fukushima.lg.jp
8	茨城県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 029-301-3270(専用)　FAX 029-301-3264　✉shoutai1@pref.ibaraki.lg.jp
9	栃木県	旧優生保護法関係相談窓口	電話 028-623-3064　FAX 028-623-3070　✉boshihoken@pref.tochigi.lg.jp
10	群馬県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 027-226-2606　FAX 027-226-2100　✉jidouka@pref.gunma.lg.jp
11	埼玉県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 048-831-2777(専用)　FAX 048-830-4804　✉a3570-12@pref.saitama.lg.jp
12	千葉県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 043-223-4501(専用)　FAX 043-222-9939　✉https://www.pref.chiba.lg.jp/jika/boshi/yuseihogo/tojiawase.html
13	東京都	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 03-5320-4206(専用)　FAX 03-5388-1401　✉S1140201@section.metro.tokyo.jp
14	神奈川県	旧優生保護法に関する補償金等支給受付・相談窓口	電話 045-663-1250(専用)、045-285-0716　FAX 045-210-8860　✉https://www.pref.kanagawa.jp/docs/nf5/yuse-toiawase.html
15	新潟県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 025-280-5933(専用)のほか県保健所　FAX 025-285-8757　✉ngt040240@pref.niigata.lg.jp
16	富山県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 076-444-3525(専用)　FAX 076-444-3493　✉akodomokatei@pref.toyama.lg.jp
17	石川県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 076-225-1495(専用)　FAX 076-225-1423　✉yuuseihogo@pref.ishikawa.lg.jp
18	福井県	健康福祉部こども未来課、県内各健康福祉センター	電話 0776-20-0286(こども未来課)のほか県内各健康福祉センター　FAX 0776-20-0640　✉kodomomirai@pref.fukui.lg.jp
19	山梨県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 055-223-1360(専用)　FAX 055-223-1475　✉kosodate@pref.yamanashi.lg.jp
20	長野県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 026-235-7143(専用)　FAX 026-235-7170　✉yu-sodan@pref.nagano.lg.jp
21	岐阜県	旧優生保護法補償金等支給受付・相談窓口	電話 058-272-0877(専用)　FAX 058-278-3518　✉yusei-sodan@govt.pref.gifu.lg.jp
22	静岡県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 054-221-3157(専用)　FAX 054-221-3521　✉kodomo-m@pref.shizuoka.lg.jp
23	愛知県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 052-954-6009(専用)　FAX 052-954-7493　✉kokoro@pref.aichi.lg.jp
24	三重県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 059-224-2260(専用)　FAX 059-224-2270　✉sodachi@pref.mie.lg.jp
25	滋賀県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口（子育て支援課）	電話 077-528-3567　FAX 077-528-4868　✉boshihoken@pref.shiga.lg.jp
26	京都府	京都府旧優生保護法補償金等相談ダイヤル	電話 075-451-7100(専用)　FAX 075-414-4792　✉kyuho-hoshokin@pref.kyoto.lg.jp
27	大阪府	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 06-6944-8196(専用)　FAX 06-6910-6610　✉ysoudan@gbox.pref.osaka.lg.jp
28	兵庫県	旧優生保護法専用相談窓口	電話 078-362-3439(専用)　FAX 078-362-3913　✉kenkouzoushinka@pref.hyogo.lg.jp
29	奈良県	奈良県旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 0742-27-8643(専用)　FAX 0742-27-8643　✉boshihoken@office.pref.nara.lg.jp
30	和歌山県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 073-441-2657　FAX 073-428-2325　✉e0412001@pref.wakayama.lg.jp
31	鳥取県	旧優生保護法総合相談窓口	電話 0857-26-7145(福祉保健課)のほか県内総合事務所　FAX 0857-26-8116　✉yuuseisoudan@pref.tottori.lg.jp
32	島根県	旧優生保護法補償金等相談窓口	電話 0120-012974(専用)、0852-22-6625(専用)　FAX 0852-22-6328　✉yuuseisoudan@pref.shimane.lg.jp
33	岡山県	旧優生保護法相談窓口	電話 086-226-7870(専用)　FAX 086-225-7283　✉yuuseihogo@pref.okayama.lg.jp
34	広島県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 082-227-1040(専用)　FAX 082-502-3674　✉fukodomo@pref.hiroshima.lg.jp
35	山口県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 083-933-2946(専用)　FAX 083-933-2759　✉a13300@pref.yamaguchi.lg.jp
36	徳島県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 088-621-2300(専用)のほか県保健所　FAX 088-621-2843　✉kosodateouenka@pref.tokushima.lg.jp
37	香川県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 087-832-3900(専用)　FAX 087-806-0207　✉kodomokatei@pref.kagawa.lg.jp
38	愛媛県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 089-912-2405(健康増進課)のほか県保健所　FAX 089-912-2399　✉healthpro@pref.ehime.lg.jp
39	高知県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 088-823-9727(専用)　FAX 088-823-9658　✉yuuseihogo@ken.pref.kochi.lg.jp
40	福岡県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 092-632-5175(専用)　FAX 092-643-3260　✉kyuyusei@pref.fukuoka.lg.jp
41	佐賀県	旧優生保護法相談窓口	電話 0120-525-856(専用)　FAX 0952-25-7300　✉kodomo-katei@pref.saga.lg.jp
42	長崎県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 095-895-2446(専用)　FAX 095-825-6470　✉s04820@pref.nagasaki.lg.jp
43	熊本県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 096-333-2352(専用)　FAX 096-383-1427　✉yuusei@pref.kumamoto.lg.jp
44	大分県	旧優生保護法相談窓口	電話 097-506-2760(専用)　FAX 097-506-1735　✉sodan12210@pref.oita.jp
45	宮崎県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 0985-26-0210(専用)　FAX 0985-26-7336　✉kenkozoshin@pref.miyazaki.lg.jp
46	鹿児島県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 099-286-3374(専用)　FAX 099-286-5561　✉yu-hosho@pref.kagoshima.lg.jp
47	沖縄県	こども未来部子育て支援課母子保健班	電話 098-866-2457　FAX 098-866-2433　✉aa031305@pref.okinawa.lg.jp

くわしく は こども家庭庁 の 特設サイト や 各都道府県 の ホームページ など を みて ください。

旧優生保護法補償金等特設サイト

「旧優生保護法による優生手術・人工妊娠中絶などを受けた方とご家族へ」
https://www.cfa.go.jp/kyuyusei-hoshokin

手話字幕動画 も ご覧に なれます。

旧優生保護法 に よる こども が できなく なる 手術 など を うけた 人 や おなか の 中 の 赤ちゃん を うめなく された 人 と ご家族 へ

お金 を うけとる こと が できます。

旧優生保護法補償金等支給法 に ついて

令和 6年 10月 に「旧優生保護法補償金等支給法」と いう 法律 が できました。
この 法律 は 本人 の 気持ち も 聞かれる ことなく
こども が できなく なる 手術 など を うけたり おなか の 中 の
赤ちゃん を うめなく され からだ や 心 に 大きな 苦しみ や 痛み を
うけた 方々 に 対して お金 を 払う こと を 定めています。
被害 を うけた 方々 に 対して 国 として
せきにん を みとめ 深く しゃざい します。

こども家庭庁

このマークは、視覚に頼れない方などが使う音声コード（Uni-Voiceコード）です。

お金 を うけとる こと が できる 人 は どのような 人 ですか?
また、うけとる お金 は いくら ですか？

補償金

- こども が できなく なる 手術 など を うけた 人
  → 1500万円 です。
- こども が できなく なる 手術 など を うけた 人 の 結婚相手
  → 500万円 です。

※本人 が 亡くなって いる 場合 には その 家族 が うけとる こと が できます。

優生手術等一時金

- こども が できなく なる 手術 など を うけた 人
  → 320万円 です。

※補償金 を うけた 場合 も うけとる こと が できます。

人工妊娠中絶一時金

- おなか の 中 の 赤ちゃん を うめなく された人
  → 200万円 です。

※ 優生手術等一時金 を うけた 場合 は うけとる こと が できません。

いつまで 手続き が できますか？

令和 12年 の 1月 16日 まで です。

まずは 住んで いる 都道府県 や
こども家庭庁 の 窓口 に
相談 しましょう。
ご希望 が あれば 手続き を
弁護士 が 無料 で お手伝い します。

- 都道府県 の 窓口 は 次 の ページ に あります。
- こども家庭庁 の 窓口

電話番号　03-3595-2575　　FAX　03-3595-2753

メールアドレス　kodomokatei.hoshokin@cfa.go.jp

受付時間　10:00～17:00
(月曜日 から 金曜日。土日祝日 年末年始 を 除く。)